

[質問事項 1 への回答]

行政区画審議会として、区名候補の選定にあたり、「民意」をどのようにとらえているのか。

「民意をどのようにとらえているのか」についてお答えします。

当審議会は、昨年 10 月 5 日区名の諮問を受けて以来、答申に向け、区名についての様々なご意見を踏まえながら審議しています。

昨年実施した区名案の募集にあたっては、各区にふさわしい区名の案をできるだけ多く応募していただきたいということから、市内在住者に加え、市内に通勤・通学している人も対象としました。

また、審議会としての区名選定の考え方である「区名についての基本的な考え方」、「応募いただいた案の中から審議会として区名候補を数点選出し、あらためて区名意向調査を実施すること」、「応募数の多寡は審議の参考となりますが、必ずしも多いものが採用されるわけではありません」ということを明記することで、区名案募集と区名選定にかかる審議会としての考え方をお示ししました。

その結果、約一万五千通の区名案と区名選定についてのご意見をいただくことができました。応募していただいた区名案は、旧市町村名や方位が多数を占めており、この結果は多数という観点からは「民意」が現れたものと考えますが、区名案募集は上記のように民意の集約を目的とするものではありませんし、また、できるだけ多くの区名案を応募していただきたいという観点からは少数の意見も「民意」であると考えました。

当審議会では、区名案募集の結果を受け、「区名についての基本的な考え方」を基に、地域の皆様のご意見をお聞きするなど慎重な審議を重ねた結果、区名候補の選定にあたっては、14 市町村の合併という大きな変化の中で、各区の応募数や実情に配慮しつつもそれらを超克し、新市全体としての観点から対応する必要があると判断し、各区 5 つの区名候補を選出し、このたび区名意向調査を実施したところです。

区名意向調査においては、区名が市民共有のものであるとの考えから市内在住者を対象とし、「原則として、区名意向調査で各区において最も応募の多かった候補を各区の区名としますが、全市的な整合性を考慮して、最終的に審議会で選定して答申します」と、応募数の取り扱いも区名案募集時とは異なるという考え方をお示ししています。

当審議会の答申にあたっては、この考え方に基づき調査結果について審議し、3 月中の答申に向け鋭意努力していきたいと考えています。